

平成25年度

鈴鹿市コンプライアンス
推進計画
(実施結果)

～信頼される市政の推進のために～

鈴鹿市コンプライアンス推進本部

番号	取組事項										所管課
2013-1	コンプライアンス推進本部の開催										人事課
■内容 PDCAサイクルでの運用により実施する。 P：年度初めにコンプライアンス推進事業を集約した推進計画を作成（4月） D：それぞれ推進計画に基づきコンプライアンス推進事業を実施（4月～3月） C：実施したコンプライアンス推進事業の評価・検証（3月） A：翌年度実施予定のコンプライアンス推進事業の選定（3月）											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
○											→
■実施状況 <u>平成25年4月～平成26年3月</u> 平成25年度鈴鹿市コンプライアンス推進計画に基づき、推進事業を実施 <u>平成25年7月23日</u> 第1回コンプライアンス推進本部開催 議題：コンプライアンス推進旬間（8月）の取組事項について <u>平成25年9月24日</u> 第2回コンプライアンス推進本部開催 議題：コンプライアンス推進旬間（8月）の実施結果について <u>平成26年1月21日</u> 第3回コンプライアンス推進本部開催 議題：コンプライアンス推進旬間（2月）の取組事項について <u>平成26年3月18日</u> 第4回コンプライアンス推進本部開催 議題①コンプライアンス推進旬間（2月）の実施結果について ②平成25年度鈴鹿市コンプライアンス推進計画の実施結果について ③平成26年度鈴鹿市コンプライアンス推進計画の推進事業について											

番号	取組事項	所管課
2013-2	コンプライアンス推進旬間の設定	人事課

■内容

組織におけるコンプライアンス風土の定着を図るため、コンプライアンス推進旬間として設定し、期間を限定して集中的に実施することにより、コンプライアンスについて再認識できるような取組を実施する。

年2回（8月・2月）

対象：全職員

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
				○						○	

■実施状況

コンプライアンス推進旬間（8月）の実施

- (1) コンプライアンスチェックシートによる自己検証
- (2) 所属内コンプライアンス会議の実施
議論したテーマ総件数 266件
- (3) 団体等の口座の管理徹底
支出関連書類と通帳を照合し不適正であったもの 0件
通帳と印鑑を分離して管理していないもの 0件
通帳と印鑑を施錠して保管していないもの 0件
印鑑を管理職又はそれに準ずる者が管理していないもの 0件
- (4) 所管例規における根拠法令等の確認
改正（又は改正予定）件数 30件
- (5) メルモニあんしんメール「災害」の登録促進
旬間前登録者 57%
旬間後登録者 77%
- (6) 共有フォルダの容量削減
削減量 96GB
- (7) 時間外勤務の事前命令の徹底
事前命令ができなかった件数 5件

コンプライアンス推進旬間（2月）の実施

- (1) 所属内コンプライアンス会議の実施
議論したテーマ総件数 374件
- (2) コンプライアンスチェックシートによる自己検証
- (3) 所管例規における法令等引用箇所の総点検
改正（又は改正予定）件数 22件
- (4) 挨拶の励行及び服装、身だしなみ等への注意喚起
指導（注意）した件数 3件
- (5) コンプライアンストピックスの掲載

番号	取組事項										所管課
2013-3	コンプライアンスに関する研修会の開催										人事課
■内容 各階層（新採・中堅・管理職）別にコンプライアンスに関する研修会を開催する。											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
						○	○			○	
■実施状況 平成25年10月 不当要求防止責任者講習会【新規所属長対象】 公務員の義務と責任【新規採用職員対象】 平成25年11月 コンプライアンスの視点を取り入れたリーダー養成研修【新規管理職対象】 コンプライアンスの視点を取り入れた政策形成能力向上研修【中堅職員】 平成26年2月 セクシャルハラスメント、パワーハラスメント研修【所属長対象】											

番号	取組事項										所管課
2013-4	所管業務における法令等の確認										人事課
■内容 所管業務の根拠となる法律，条例，規則等の条文の趣旨・目的・要件・効果等を正確に把握し，適用しているか，所属内単位で確認を実施する。											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
				○						○	
■実施状況 所属での確認を確実に実施するため，コンプライアンス推進旬間中の取組事項として，根拠となる法令等の総点検を実施した。この取組により法令等に対する理解を深め，法令遵守の意識付けを行うとともに，不備があったものについては改正を行った。											

番号	取組事項										所管課
2013-5	行政手続の再確認										総務課
■内容 鈴鹿市行政手続条例に基づき、各課における「申請に対する処分の審査基準及び標準処理期間」並びに「不利益処分に対する処分基準」の再確認、再整理を実施する。 職員一人ひとりに法律の実際の適用に必要とされる適切な判断力の育成及びコンプライアンス意識の浸透を図るため、全職員を対象に行政手続に関する自己研修を実施させる。 (5月～3月)											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	○										→
■実施状況 8月から10月にかけて申請に対する処分及び不利益処分（法令に基づくもの及び条例並びに規則に基づくもの）の洗い出しを行い、3月初旬から各課において各処分ごとに審査基準又は処分基準及び標準処理期間を設定した。 <u>8月5日及び7日</u> 行政手続の再確認及び再整理を進めるに当たって、外部講師による行政処分を担当する職員対象の行政手続に関する知識の確認を目的とした研修会を実施した。 <u>3月17日から28日</u> 行政手続制度基礎研修（パワーポイントスライドによる自己研修）及び行政手続理解度チェックを実施する。（予定）											

番号	取組事項										所管課
2013-6	集中管理公用車運用ルールの遵守について										管財営繕課
■内容 最近、集中管理車両を使用する際に、予約時間等の変更があっても、データを修正していないケースが増加していて、後で使用する人などが困っているケースがあるため、一人一人が集中管理車両運用ルートを再認識して、遵守するよう、庁内LANに掲載して啓発する。 (4月・7月・10月・1月)											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
○			○			○			○		
■実施状況 集中管理車両運用ルートを再認識して、遵守するよう、庁内LANに掲載して啓発した。(4月・7月・10月・1月)											

番号	取組事項	所管課									
2013-7	平成24年度定期監査の結果による誤りの多い事例の周知・啓発	監査委員事務局									
<p>■内容</p> <p>平成24年度に実施した定期監査において、多く見受けられた誤りの事例や職員へ周知することが今後の効率的な事務を行っていく上で役立つと思われる事項について、定期的に庁内LAN掲示板へ1例ずつ掲載する。(4月～3月)</p>											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
○											→
<p>■実施状況</p> <p>平成24年度に実施した定期監査において、多く見受けられた誤りの事例や職員へ周知することが今後の効率的な事務を行っていく上で役立つと思われる事項について、定期的(概ね2ヶ月毎)に庁内LAN掲示板へ1例ずつ掲載した。</p>											

番号	取組事項	所管課									
2013-8	職員に対する正しい防火知識の啓発	予防課									
<p>■内容</p> <p>職員に対し、各施設に応じた消防設備の維持管理及び防火に関する講習を行う。</p>											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
							○				
<p>■実施状況</p> <p>平成25年11月29日 出先機関及び本庁舎の自衛消防組織、初期消火班職員51人参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火管理の基礎知識 ・消防用設備の維持管理 ・水消火器を使用した消化訓練 											

番号	取組事項	所管課									
2013-9	職員の災害免疫力の向上のためのアンケート調査	中央消防署									
<p>■内容</p> <p>災害発生時に、職員の自宅からの出火や親族等の受傷危険の軽減を図り、自動参集率を向上させることを目的に、職員に対して次の内容についてアンケート調査を行う。(10月)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅用火災警報器の設置 2 家庭用消火器の設置(任意) 3 非常用持出袋の備え 											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
						○					
<p>■実施状況</p> <p>アンケート調査を実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査期間 平成25年10月9日～10月31日 2 実施方法 庁内LAN掲示板によるメール回答 3 回答者数 1,348人 4 集計結果 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅用火災警報器の設置(義務) <ul style="list-style-type: none"> 「設置している」 88% 「設置していない」 12% (2) 家庭用消火器の設置(任意) <ul style="list-style-type: none"> 「設置している」 59% 「設置していない」 41% (3) 非常用持出袋・備蓄食料等(任意) <ul style="list-style-type: none"> 「用意している」 70% 「用意していない」 30% <p>集計結果を庁内LAN掲示板に掲載し、職員の災害免疫力を向上させる啓発を行った。</p>											